

弘前大学における消費者問題講義の課題と展望

福田進治

はじめに

弘前大学では2015年度より、青森県消費者協会の支援を受けて、教養教育科目の一つとして消費者問題をテーマとする講義（消費者問題講義）が開講されてきた。

本報告の課題は、弘前大学で開講されている消費者問題講義について、主として、受講生を対象として実施してきたアンケート調査の結果に基づいて、その成果と課題を整理し、今後のさらなる取り組みの方向性を展望することである。

1. 近年の消費者問題をめぐる動き

近年の消費者問題をめぐる動きとして、2012年に消費者教育推進法が施行されたことはとくに重要である。この法律は、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育と啓発活動を「消費者教育」と呼びつつ、消費者が自らの消費生活が現在・将来の世代にわたって内外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会のあり方を「消費者市民社会」として提起した（第2条）。これを受けて、青森県内でも、青森県消費者協会を中心となって、「若者に対する消費者教育推進モデル事業」（青森市、2013年度）や「学校における消費者教育推進事業」（青森県、2015～2017年度）など、消費者教育推進のためのさまざまな取り組みが試みられてきた。

こうした動きを踏まえて、弘前大学では2014年度から、人文学部（人文社会科学部に改称）のプロジェクト事業として、青森県消費者協会の支援を受けながら、消費者問題または消費者教育をテーマとするフォーラムが毎年開催されている。ここでは、弘前大学の教員や学生に加えて、青森県内の消費者行政の関係者や高等学校の教員等が参加し、研究発表や意見交換が積み重ねられてきた。

2015年度からは、やはり青森県消費者協会の支援を受けて、教養教育科目の一つとして消費者問題講義が開講されている。この講義では、主として青森県内で消費者問題に関わって活動する専門家がゲストスピーカーとして招聘され、消費者問題や消費者市民社会について学ぶ機会が弘前大学の学生に提供されてきた。そして、自らの消費生活の中で責任をもって意思決定ができる自立した消費者を育成することが目指されてきた。

さらに、2016年5月には、青森県消費者協会と人文社会科学部の間で消費者教育の推進のための連携協定が締結された。この協定では、弘前大学と周辺地域における消費者教育の推進のための取り組みを一層強化するとともに、将来的に、弘前大学で消費者教育の担い手となる人材を育成することが目指されている。

2. 消費者問題講義の概要

弘前大学における消費者問題講義は、2015年度（後期）は21世紀教育テーマ科目「市民生活と地域社会（M）」（受講生15名）として開講された。2016年度（前期）は21世紀教育テーマ科目「市民生活と地域社会（M）」（受講生24名）として開講された。直近の2017年度（前期）は教養教育学部越境型地域志向科目「青森の多様性と活性化－消費者問題の取り組みー」（受講生29名）として開講された。担当教員は、福田進治（人文学部）、保田宗良（同）、長谷河亜希子（同）の3名で、福田が科目代表・コーディネーターを務めた。

受講生向けのシラバスによると、講義の目的は、1) 青森県の消費者問題の状況を知ること、2) 消費者政策の基本的な考え方を理解すること、3) 現代社会を消費者として生きる力を身に付けることである。そのために、青森県消費者協会の関係者を始めとする地域の専門家をゲストスピーカーとして招聘し、消費者問題や消費者政策に関する理解を深めながら、誰もが安心して暮らせる消費社会の構築に主体的に関わっていくための方法を考えた。授業の方法としては、アクティブラーニングを重視し、通常の講義形式の授業に加えて、受講者の発表や実践的な取り組みを折り込み、最終回に受講生全員によるワークショップを行うとした。

2015年度の講義のためにゲストスピーカーとして招聘した地域の専門家は、以下の7名である（ただし、所属・役職は2015年度当時のもの）。

小笠原勤（青森県消費者協会常務理事）
加藤徳子（青森県消費生活審議会委員）
永井雄人（白神自然学校一つ森校代表）
斗澤康広（十和田おいらせ農協・指導やさい部長）
坂本久美子（青森県消費生活センター主任相談員）
高山 貢（青森中央学院大学教授）
花田勝彦（青森県弁護士会）

同年度の講義の構成は以下のとおりである。

- 第1回 イントロダクション（福田）
- 第2回 青森県の自然環境と持続可能な社会（1）（永井）
- 第3回 青森県の自然環境と持続可能な社会（2）（永井）
- 第4回 青森県の消費者行政と消費者運動（小笠原）
- 第5回 多文化共生社会の消費行動（1）（加藤）
- 第6回 多文化共生社会の消費行動（2）（加藤）
- 第7回 食の安全と青森県の地産地消（1）（斗澤）
- 第8回 食の安全と青森県の地産地消（2）（斗澤）

- 第9回 情報メディアと消費者問題（1）（坂本）
- 第10回 情報メディアと消費者問題（2）（坂本）
- 第11回 金融経済と消費生活（1）（高山）
- 第12回 金融経済と消費生活（2）（高山）
- 第13回 マーケティングと消費者問題（保田）
- 第14回 消費者契約の諸問題（花田）
- 第15回 全体討論会（福田・保田・長谷河・小笠原・加藤・坂本）

こうした講義の構成は、「消費者教育の体系イメージマップ」（消費者庁、2013年）が提示する重点領域を参照しており、受講生が彼ら自身の消費生活と社会環境・自然環境の関係を学ぶことを意図して策定されている。その後、担当者・ゲストスピーカーと講義の構成・順序に若干の変更があるが、大幅な変更はなかった。

3. アンケート調査の結果

消費者問題講義では、すべての講義が終了した後、これらの講義の点検・改善のために受講生にアンケート調査への回答を依頼している。各年度の実施日と回答者数は以下のとおりである。

2015年度	2016/01/28（木）実施、回答者数	13名
2016年度	2016/07/28（木）実施、回答者数	20名
2017年度	2017/07/27（木）実施、回答者数	27名

アンケート調査の質問項目は以下のとおりである。

- 問1 あなたの学部と学年を教えて下さい。
- 問2 この授業を受けた理由は何ですか？
- 問3 この授業の内容は良かったですか？
- 問4 この授業の方法は適切でしたか？
- 問5 この授業を受けて、消費者問題に対する理解が深まりましたか？
- 問6 この授業を受けて満足しましたか？
- 問7 この授業について、改善するべき点や要望したい点がありましたら、教えて下さい。
- 問8 その他、この授業を受けて感じたことや考えたことがありましたら、自由に書いて下さい。

このうち、問1～問6は選択式で、問3～問6には「その理由を教えて下さい」という付随的な問が設定された。問7・問8は記述式である。

表1 所属学部の分布

	人文	教育	理工	農生	医（医）	医（保健）
2015 年度	3	1	0	3	2	4
2016 年度	5	6	4	0	0	5
2017 年度	5	0	11	1	1	9

表2 学年の分布

	1年生	2年生	3年生	4年生以上
2015 年度	8	4	1	0
2016 年度	0	14	3	3
2017 年度	1	26	0	0

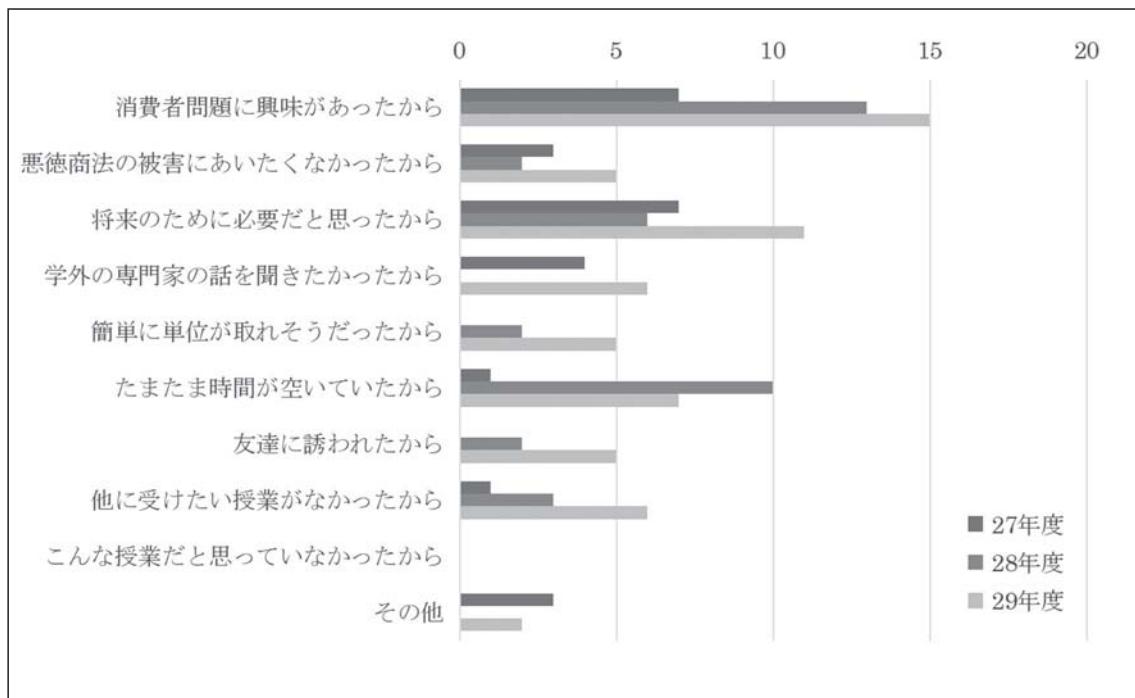


図1 この授業を受けた理由は何ですか？（複数回答可）

問1 あなたの学部と学年を教えて下さい。

受講生の所属学部の分布と学年の分布は、表1、表2のとおりである。

問2 この授業を受けた理由は何ですか？

受講生の回答の分布は、図1のとおりである。

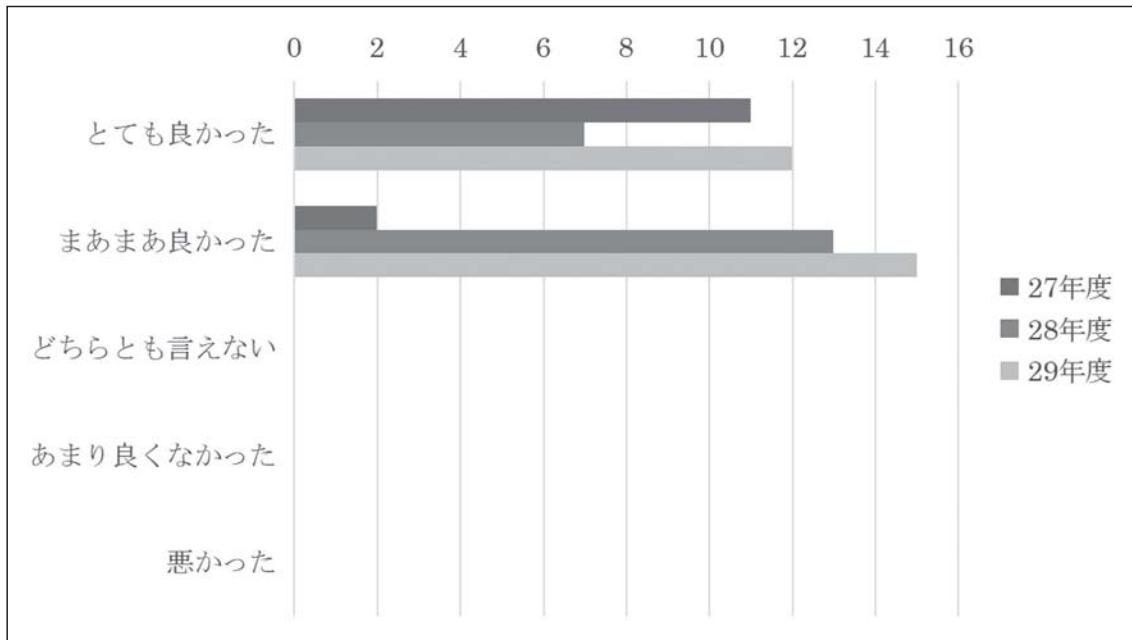


図2 この授業の内容は良かったですか？

問3 この授業の内容は良かったですか？

受講生の回答の分布は、図2のとおりである。また、それらの回答の理由として特徴的な記述を抜粋すると、以下のとおりである。

1 「とても良かった」の理由

(2015年度)

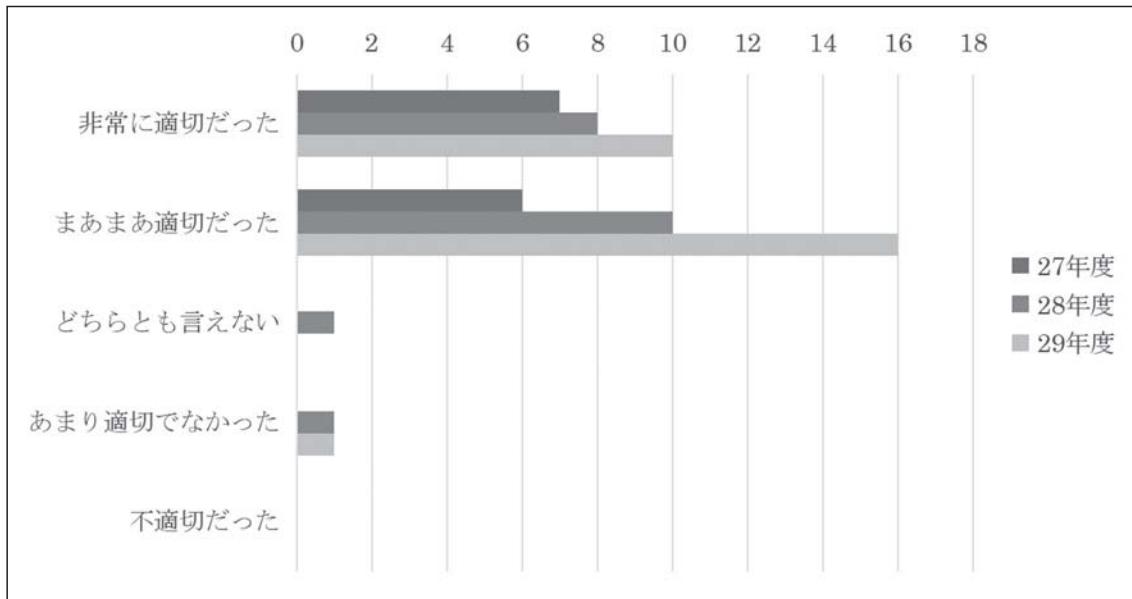
- ・消費者問題について当初はよく知らなかつたが、この授業を通して学ぶことができ、対策を自分で考えるきっかけとなることができたから。
- ・こういう機会がないと考えられないことに取り組めたから。消費ってものすごく身近なのに、こういう情報を知っているか知らないかはものすごく差があると思う。

(2016年度)

- ・社会で生きていくために、必要なことばかりであり、生活に活かせる多くのことを学べた。
- ・再確認したこと、はじめて知ったこと、思わぬ発見など、実りの多い時間を過ごせた。グループでの話し合いでは他の自分と異なる視点を持った人と意見を交えることができて有意義であった。

(2017年度)

- ・消費者市民社会の考え方について学ぶことができたのは初めてだったから。
- ・専門家の方々の話は自分が知らなかつたことばかりで、将来の役に立つものだったから。
- ・消費者問題は詐欺だけでなく、海外の貧しい国や環境に対する考えがあるという視野があるから。



問3 この授業の方法は適切でしたか？

2 「まあまあ良かった」の理由

(2016年度)

- ・消費者問題を考える上で重要な要素である、消費者、企業、環境の関係とそのバランスを支える法的制度的な仕組みを知ることができたから。
- ・様々な分野から消費社会について学ぶことができた。また、生きるための知識も養うことができた。

(2017年度)

- ・専門家の話は自分の常識外のものが多く、新しい知識として身に付けることができたから。
- ・後々になってからわかったが、前半の時に「消費者問題」と関係があるようには思えず。はじめから関係があるように内容を構成してほしいと思った。
- ・消費者問題は切っても切れないくらい自分の生活に関わるのに学ぶ機会が今までなかつたから、学べたのはよかったです。消費者問題の幅が広すぎたのはわかりづらかった。
- ・悪質業者の手口や契約に関することなど、具体的な例を知ることができたため。

問4 この授業の方法は適切でしたか？

受講生の回答の分布は、図3のとおりである。また、それらの回答の理由として特徴的な記述を抜粋すると、以下のとおりである。

1 「非常に適切だった」の理由

(2015年度)

- ・座学だけでなく、実物を見せたり、ゲーム感覚で楽しむことができたから。
- ・いろいろな先生の話をきくことで、様々な方向から自分が暮らす社会について知ること

ができたから。

(2016年度)

- ・座学だけでなく、グループワークもあるため、少しとまどうこともあったが、自分ならどうする、ということをよく考えることができたため、よかったです。

(2017年度)

- ・オムニバス形式によって様々な分野・視点から消費者に関する問題、トラブルについて知ることができたから。
- ・スライドやプリントのみでの受け身の授業ではなく、ゲームやグループワークなど主体的に参加できたから。
- ・毎回のレポートで授業内容をすぐに復習できたから。

2 「まあまあ適切だった」の理由

(2015年度)

- ・もっと受講する人が集まればより多くの意見が聞けて楽しかったろうなと。
- ・消費者市民社会について、様々な角度から、多くのことを教えてもらったと思う。

(2016年度)

- ・講義の終わりにミニレポートで考えをまとめることができたから。
- ・様々な分野の人がいらっしゃって、多角的な視点から消費者問題について考えることができた。

(2017年度)

- ・最後の発表はそれぞれのグループで似た内容になってしまったので、グループごとにまったく別のテーマになるようにしたらしいのではないでしょうか。
- ・毎回違った視点からの講義だったので飽きが来なかった。

4 「あまり適切でなかった」の理由

(2016年度)

- ・それぞれのテーマについて授業時間が短く、あまり深く切り込めなかつたため。

(2017年度)

- ・最後の2回〔ワークショップ〕にもう少し時間が取れないものかと思った。

問5 この授業を受けて消費者問題に対する理解が深まりましたか？

受講生の回答の分布は、図4のとおりである。また、それらの回答の理由として特徴的な記述を抜粋すると、以下のとおりである。

1 「とても理解が深まった」の理由

(2015年度)

- ・難しいという理解が深まったが、考える場が頂けたことが有り難い。

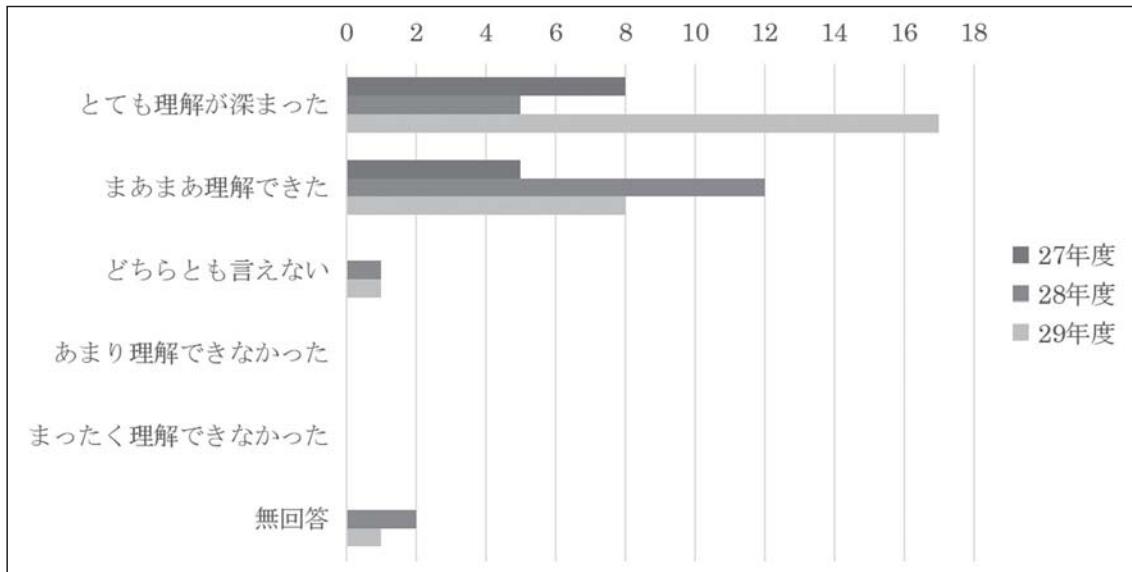


図4 この授業を受けて消費者問題に対する理解が深まりましたか？

- ・あまり関心がなかったのに、楽しく教えてもらったので、実用的に深まったと思うから。
- ・自分の学部では学ばないことであるため、消費者問題についてとても勉強になった。

(2016年度)

- ・知らないことが多く、大変だったが、専門家がきてくれたのでわかり易かった。
- ・具体的な例が多く、身近なこととして感じられた。
- ・身近なことから世界のことまで知れたから。

(2017年度)

- ・私たちの知識以上のことを見た法的分野、生産者視点など、様々な視点から見ることができたから。
- ・被害に遭わないだめだけではなく、主体的に消費者が動いていかなければならないことがわかったから。
- ・自分の消費行動を改めようと思えたから。
- ・フェアトレードや、悪徳商法など消費に関する問題は山積みであり、私とは無関係とはいえないから。

2 「まあまあ理解できた」の理由

(2015年度)

- ・理解を深めることはできたが、少々個人的にはもう少し学べたらいいなあと。
- ・知識が膨大である分、すべてを理解するのは不可能だが、基礎的なものを知ることができた。

(2016年度)

- ・難しいこともあったが、その個別のものに興味を持つことができ、レポートの時にも詳しく調べられたから。

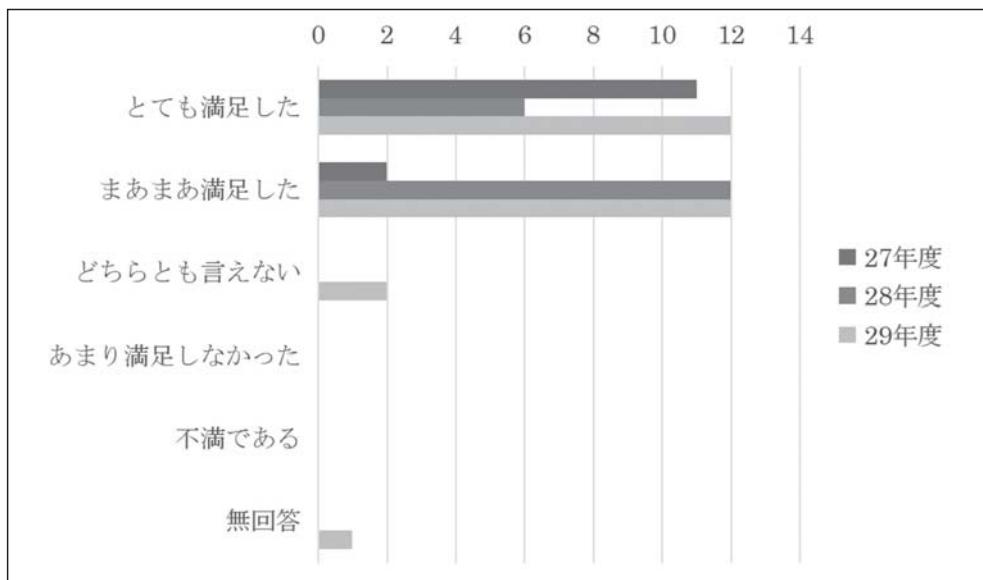


図5 この授業を受けて満足しましたか？

- ・知識は増えたが、活かせる自信がない。
(2017年度)
- ・消費者1人1人が消費者であるという自覚を持つことが大切。いざとなったら専門家を頼るということを学んだ。
- ・消費者トラブルに巻き込まれたら、あきらめるしかないものだと思っていたが、そういう対策をしている機関があることを知ることができたから。
- ・普段何気なく行っている買い物などの仕組みを、改めて、正確に学ぶことができたため。

3 「どちらとも言えない」の理由

(2016年度)

- ・問題自体は以前から知っているものも多かったため。
(2017年度)
- ・情報トラブルなどは、複雑な所が多く、難しいところもあったから。

問6 この授業を受けて満足しましたか？

受講生の回答の分布は、図5のとおりである。また、それらの回答の理由として特徴的な記述を抜粋すると、以下のとおりである。

1 「とても満足した」の理由

(2015年度)

- ・大学生活で学ぶ機会があったことで、社会に出る前に消費者問題を知れたこと、また考えるきっかけとなるものだったから。
- ・商品・サービスを購入する際に、あらゆる影響を考えようという意識を持てたから。

(2016年度)

- ・今までバラバラに聞いていた多様な消費者問題が1つにまとまっていくひとつのテーマであることが実感できたから。
- ・全体的に役立つ情報が多く、その情報はすぐにでも活用していけるものだったから。
- ・身近な問題についてじっくりと考える機会になり、将来のためにもなったから。

(2017年度)

- ・初めて聞く言葉や考え方が多く、自分にとってとても新鮮だったから。
- ・将来に向けて、どうすれば賢い消費者になれるかという考えが見えたから。
- ・消費者としての自覚が強まったから。

2 「まあまあ満足した」の理由

(2016年度)

- ・一方的な授業ではなく、グループでやるものがあったから。
- ・消費者問題についての理解を深めることができた。

(2017年度)

- ・テンポの良い授業で内容もわかりやすかった。
- ・グループワークやゲームを通して消費者問題についてしっかり考えられたから。

3 「どちらとも言えない」の理由

(2017年度)

- ・理解できなかつた部分もあったから。

問7 この授業について改善すべき点や要望したい点ありましたら、教えて下さい。

受講生による特徴的な記述を抜粋すると、以下のとおりである。

(2015年度)

- ・先生方と考えが違うことも多々あって、見方は様々であっていいと思う。
- ・討論会が増えればいろんな人の考えを聞けるので、増やしてほしいです。

(2016年度)

- ・授業レポートを書く時間を確保してほしかつた。たまに時間内に終わらなかつた。

(2017年度)

- ・スライドを用いての授業で、字が多すぎるので簡潔かつ絵や図を用いた方が分かりやすい。
- ・各内容がきちんと「消費者問題」に関係する授業だということがわかる構成にしてほしい。
- ・小レポートを授業外での提出にしてもいいのではないかと思う。

問8 その他、この授業を受けて感じたことや考えたことがありましたら、自由に書いて下さい。

受講生による特徴的な記述を抜粋すると、以下のとおりである。

(2015年度)

・今年初ということですが、来年も続けてほしいと思っています。いろいろな人の考え方、問題について触れる機会がここにはあって、自分のためにもなり、ありがとうございました。

・もう少し受ける人がいると思っていたが、少なかったなと思った。来年度はもっと広まっているといいと思う。

・とても楽しい授業でした。体験型の授業はこれからも続けて欲しいです。

(2016年度)

・問題解決の実現の難しさを踏まえて自分に何ができるのかを考えるきっかけになった。

・これからも消費者市民社会を意識した生活をしていきたいです。

・消費者市民社会についての教育が広がるべきだと思いました。

(2017年度)

・消費者問題について、もっと学びたいと思うようになりました。

・グループワークをしたことで他人との考え方方が深まったのでよかったです。

・義務教育での消費者教育が必要だと思った。自分が得た知識を家族や友人に教えたいと思う。

4. 消費者問題講義の課題と展望

アンケート調査の結果のうち、選択式回答の分布を見ると、年度によって若干の相違があるものの、消費者問題講義の内容（問3）、消費者問題講義の方法（問4）、消費者問題に対する理解の深まり（問5）、消費者問題講義の受講後の満足度（問6）のいずれについても、おおむね高い評価が得られていることが分かる。

また、記述式回答を見ても、「新しい消費者問題の知識が得られたと感じている」、「自分の消費生活を見直す気持ちになった」、「将来の消費生活のためにも役立つと感じている」など、受講生が消費者問題講義を好意的に受けとめていること、さらに自分自身の生活を見直すきっかけとなつたと感じていることが分かる。

同じく、記述式回答により、「ゲストスピーカーによる講義から多様な視点から消費者問題を考えることができた」、「グループワーク、ゲーム、討論等から考えを深めることができた」など、講義の方法がおおむね適切で、狙いどおりであったことがわかる。

多くの受講生は、ある程度興味をもって消費者問題講義を受講しており、消費者問題が自分たちの身近に起こりうる問題であることを認識しながらも、その知識が十分ではないことを自覚しながら講義を受けていると言えるだろう。

しかし、記述式回答を丁寧に見ると、消費者問題講義の課題も浮かび上がってくる。講

義全体がオムニバス形式であり、さまざまな問題を扱っているために、受講生の中には、それぞれの講義が消費者問題の中でどのような位置づけにあるのか迷った者もいる。また、受講生は意見交換や意見発表を行う場面でしばしば充実感を得ていたが、受講生の人数が少なかったことを残念に思った者もいる。毎回の講義の最後にレポート課題が課されているが、受講生はレポートを作成する時間が十分でないことを訴えている。

また、消費者問題講義は「消費者教育のための体系イメージマップ」を参照して構成されているが、必ずしもイメージマップに一致しているというわけではないし、現行の開講計画が完成版であるというわけではない。今後もイメージマップとの関係を意識しながら、消費者問題講義の内容やあり方を継続して検討することが必要であろう。

さらに、今回検討した消費者問題講義は、主として全学の1～2年次学生を対象とする教養教育科目として開講されたものであり、また、アクティブラーニングを重視していたこともある。受講生の人数は比較的少なかった。しかし、消費者教育の一層の推進のためにには、より多くの大学生や社会人に消費者教育を受ける機会を提供すること、より専門的な消費者教育の機会を提供することが必要であろう。

おわりに

弘前大学の消費者問題講義は、消費者教育推進法の制定を踏まえて、大学の正規の授業科目として本格的な消費者問題に関する講義を開講しているという点で、全国的にも新しい試みと言える。また、青森県消費者協会の関係者を始めとする学外の専門家をゲストスピーカーとして招聘し、消費者市民社会の形成をテーマとする体系的な内容を構成していくことも顕著な特徴である。しかし、まだまだ課題もある。今後は、この講義を一つのモデルケースとして検討を重ねながら、消費者教育の多様な機会を提供するために取り組みを広げていくことが望まれる。

他方、弘前大学では、教養教育部門の予算削減のために、2018年度以降、消費者問題講義のゲストスピーカー招聘のための予算が大幅に減額されることになった。このため、同年度以降、この講義を従来どおりの形で開講することができなくなった。昨今、全国的に基礎的分野の教育研究のための予算が削減されているが、こうした状況の下で消費者教育を推進する方策を探ることも重要な課題である。

[付記] 本報告は福田が行ったが、本報告の内容は福田と加藤徳子氏の下記の共著論文の内容を要約したものであるから、本報告も実質的に加藤氏との共同報告である。なお、本報告の内容にご関心があれば、下記の論文をご参照下さい（弘前大学HP上でも公開しています）。

福田進治・加藤徳子「消費者問題講義の課題と展望－弘前大学における消費者教育の実践－」
『人文社会科学論叢』（弘前大学）第4号、211-28頁、2018年2月28日